

第5回常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会次第

日 時 平成15年2月27日(木)
午前10時
場 所 茨城県常陸太田合同庁舎 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 新しいまちづくりに関する住民アンケート調査について

4 協議事項

(1) 合併の期日について(継続協議)

(2) 新市の名称の決定方法について(継続協議)

(3) 一般職の職員の身分の取扱いについて

(4) 特別職の職員の身分の取扱いについて

(5) 町・字名の取扱いについて

(6) 慣行の取扱いについて

(7) 新市建設計画(将来構想)について

5 その他

6 閉 会

協議事項 1

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名		担当課	常陸太田市		担当係			
分科会名			金砂郷町					
協定項目	2		合併の期日(継続)	水府村				
				里美村				
慣行等類型		関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	付属機関等	補助金等	使用料・手数料	
選択肢		調整方針						

留意事項

【経緯】

提案者	合併期日	理由	備考
水府村委員	平成17年1月	円滑な合併を進めるためには、新市への移行準備期間を十分とるべき。	
金砂郷町委員	平成16年10月1日または11月1日	なるべく早い時期での合併が望ましい。	
里美村委員	平成16年10月から12月の間	住民生活に影響が少ない時期を選ぶべき。	
常陸太田市委員	平成16年11月か12月	中間的な案として。	

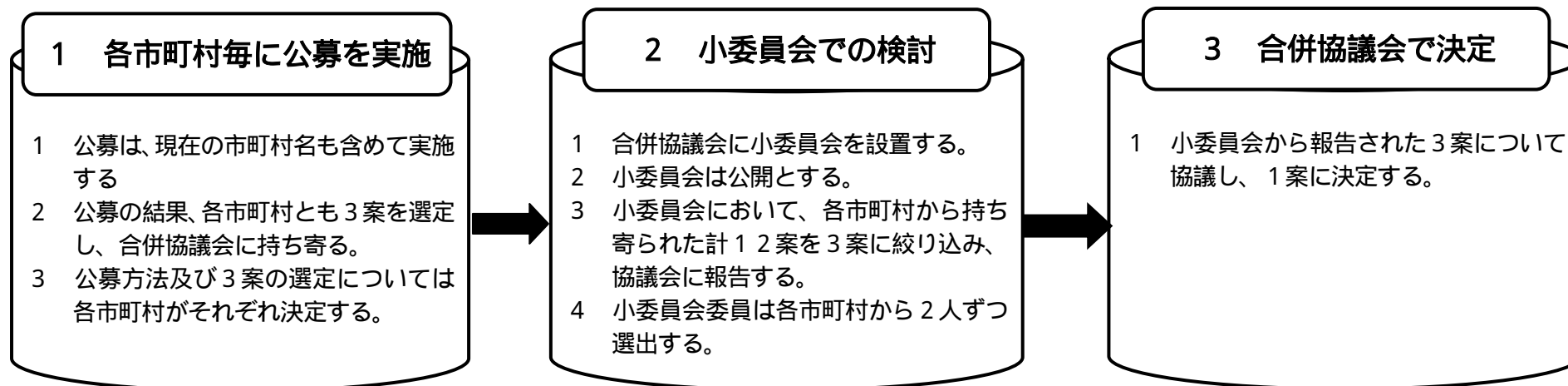
協議事項 2

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名		担当課	常陸太田市		担当係				
分科会名			金砂郷町						
協定項目	3		新市の名称(継続)	水府村					
				里美村					
慣行等類型		関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	附属機関等	補助金等	使用料・手数料		
選択肢			調整方針						

【新市の名称の決定方法】

名称の決定方法については、各市町村から持ち寄られた名称案の中から、小委員会ですらに絞り込み、その案を合併協議会において決定するもの。詳細は、下のフローを参照ください。



協議事項 3

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名			担当課	常陸太田市	担当係				
分科会名				金砂郷町					
協定項目	10	一般職の職員の身分の取扱い		水府村					
				里美村					
慣行等類型			関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	付属機関等	補助金等	使用料・手数料	
選択肢	調整方針		1 金砂郷町・水府村・里美村の一般職の職員は、現給を保障し、すべて常陸太田市の職員として引き継ぐ。 2 金砂郷町・水府村・里美村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、常陸太田市の職員との均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。						

【他地域の事例（近年）】

市町村名	関係市町村	協定項目名【一般職の職員の身分の取扱い】
潮来市	潮来町 牛堀町	1 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般の職員として引き継ぐものとする。 2 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。
つくば市	つくば市 荃崎町	荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が別に協議して定める。
東かがわ市	引田町 白鳥町 大内町	引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 (2) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。 (3) 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一する。 (4) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。
神流町	万場町 中里村	(1)両町村合わせて117人となるが、すべての職員を「神流町」に引き継ぐものとする。 (2)給与、任用、配置その他の身分の取り扱いについては、公平に取り扱うものとする。 (3)「神流町」において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (4)給与、手当等は、現在の額を下回らないように調整する。 (5)住居手当、通勤手当については、万場町が平成13年度から減額した経緯があるが、地方公務員法第24条の規定に基づいて調整を図るものとする。 (6)職員の労働条件、福利厚生、研修及び旅費等については、現在の待遇と比較して不利益とならないように調整する。

【市町村の合併の特例に関する法律（関連部分）】

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない

(参考資料)

	常陸太田市		金砂郷町		水府村		里美村		計	備 考
一般職の定数	4 9 5		1 2 3		1 0 8		1 0 0		8 2 6	
給料表と現在の職員数	等 級	職員数	等 級	職員数	等 級	職員数	等 級	職員数		
一般行政職	9 級制	2 8 9	8 級制	9 7	8 級制	9 4	8 級制	8 2	5 6 2	
技能労務職	6 級制	5 6	5 級制	5	4 級制	9	4 級制	2	7 2	
消 防 職	8 級制	7 8							7 8	
教 育 職	3 級制	2 3	2 級制	1 6					3 9	
医 療 職	4 級制	8	4 級制	3					1 1	
計	4 5 4		1 2 1		1 0 3		8 4		7 6 2	
一般行政職の職階	部 長 参 事 次 長 課 長 副参事 課長補佐 主 査 係 長 主 幹 主 任 主 事 技 師 主事補 技師補		課 長 参 事 課長補佐 係 長 主 査 主 任 主 事 主事補		課 長 参 事 課長補佐 係 長 主 査 主 任 主 幹 主 事 主事補		課 長 主 査 係 長 主 任 主 幹 主 事 主事補			

平成14年4月1日現在

協議事項 4

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名		担当課	常陸太田市	担当係			
分科会名			金砂郷町				
協定項目	11 特別職の職員の身分の取扱い		水府村				
			里美村				
慣行等類型		関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	付属機関等	補助金等	使用料・手数料
選択肢		調整方針	<p>1 金砂郷町・水府村・里美村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村の長が別に協議して定める。</p> <p>2 金砂郷町・水府村・里美村の非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、合併時までに調整を行うものとする。</p>				

【他地域の事例（近年）】

市町村名	関係市町村	調整方針 【特別職の職員の身分の取扱い】
潮来市	潮来町 牛堀町	牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。
大船渡市	大船渡市 三陸町	三陸町の特別職の職員の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。
つくば市	つくば市 荃崎町	両市町の長が別に協議して定める。
福山市	福山市 内海町	内海町の常勤の特別職の職員については、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。 内海町の行政委員会は廃止し、非常勤の特別職の職員については、引き継がないものとする。
新居浜市	新居浜市 別子山村	別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。

【現 況】

常勤の特別職

常陸太田市	金砂郷町	水府村	里美村
市長	町長	村長	村長
助役	助役	助役	助役
収入役	収入役	収入役	
教育長	教育長	教育長	教育長

【現況つづき】

非常勤特別職	常陸太田市	金砂郷町	水府村	里美村	備考
選挙関係	選挙長 選挙立会人 開票管理者 開票立会人 投票管理者 投票立会人 選挙管理委員会の委員	選挙長 選挙立会人 開票管理者 開票立会人 投票管理者 投票立会人 選挙管理委員会の委員 明るい選挙推進協議会の委員	選挙長 選挙立会人 開票管理者 開票立会人 投票管理者 投票立会人 選挙管理委員会の委員	選挙長 選挙立会人 開票管理者 開票立会人 投票管理者 投票立会人 選挙管理委員会の委員	
総務関係	監査委員 公平委員会の委員 特別職報酬等審議会の委員 負担金審議会の委員 非常勤の事務嘱託 総合計画審議会の委員 行政協力員 情報公開審査会の委員 消防審議会の委員 防災会議の委員 水防協議会の委員 民間交通指導員	監査委員 特別職報酬等審議会委員 総合進行対策協議会の委員 区長 副区長 連絡員 金砂郷町情報公開審査会委員 町政モニター 消防団 防災会議委員 水防協議会委員 民間交通指導員 交通安全推進委員 嘱託職員	監査委員 行政改革推進委員 総合計画審議会委員 庁舎建設委員 表彰審査会委員 自治会長 区長 副区長 情報公開及び個人情報保護審査会委員 村有林看守員 消防団 防災会議委員 交通指導隊員 結婚相談員	監査委員 特別職報酬等審議会委員 振興計画審議会の委員 地域活性化対策推進委員会委員 企業等誘致推進委員会の委員 自治会長 情報公開審査会委員 個人情報保護審査会委員 統計調査委員 防災会議の委員 交通指導員	
税務関係	固定資産評価審査委員会の委員 特別土地保有税審議会の委員	固定資産評価審査委員会の委員 特別土地保有税審議会委員 納税協力員	固定資産評価審査委員会の委員 特別土地保有税審議会委員 納税貯蓄組合長	固定資産評価審査委員会の委員 特別土地保有税審議会の委員 納税協力員	

【現況つづき】

非常勤特別職	常陸太田市	金砂郷町	水府村	里美村	備 考
<p>住民・福祉</p>	<p>国民健康保険運営協議会の委員 介護認定審査会の委員 民生委員推薦会の委員 予防接種事故調査会の委員 嘱託医 嘱託歯科医 薬剤師 理学(作業)療法士 家庭相談員 児童扶養手当障害判定医</p>	<p>国民健康保険運営協議会の委員 国民年金委員 民生委員推薦会の委員 福祉相談員 衛生組長 衛生班長 町医 町歯科医 保健指導医 保育所医 保育所歯科医 予防接種事故調査委員 健康づくり推進協議会委員</p>	<p>国民健康保険運営協議会の委員 国民健康保険税納税組合長 国民年金保険料納入組合長 民生委員推薦会の委員 村医 保育所医 保育所歯科医 予防接種事故調査委員 ガイドヘルパー 健康づくり推進協議会委員</p>	<p>国民健康保険運営協議会の委員 民生委員推薦会の委員 村医 嘱託医師（医師・歯科医） 保育園嘱託（医師・歯科医） 予防接種事故調査会の委員 家庭奉仕員（一般） 家庭奉仕員（看護婦） 社会福祉主事 看護師 生活指導員 運転手（兼入浴介助員） 保健センター運営委員会委員 デイサービスセンター運営委員会委員 高齢者生産活動センター運営委員会の委員 高齢者生産活動センター事業推進委員会の委員 高齢者生産活動センター主任業務嘱託員 高齢者生産活動センター業務嘱託員 嘱託管理助産婦 シルバー人材センター業務嘱託員 里美村健康づくり地域推進員</p>	

【現況つづき】

非常勤特別職	常陸太田市	金砂郷町	水府村	里美村	備 考
教育関係	教育委員会の委員 英語指導助手 学校教育指導員 スクールカウンセラー 学校医（小・中・幼） 学校歯科医（＼） 奨学生選考審査会の委員 障害児就学指導委員会の委員 公民館長 公民館主事 社会教育指導員 社会教育委員 公民館運営審議会の委員 文化財保護審議会の委員 図書館協議会の委員 青少年問題協議会の委員 青少年相談員 特別青少年相談員 体育指導委員	教育委員会の委員 英語指導助手 学校（幼稚園含）歯科医 学校（＼）医 学校（＼）薬剤師 幼稚園長 給食センター運営委員 心身障害児就学指導委員 社会教育委員 社会教育指導員 公民館 公民館運営審議会の委員 文化財審議委員 青少年問題協議会の委員 青少年相談員 体育指導委員	教育委員会の委員 英語指導助手 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 幼稚園医 幼稚園歯科医 幼稚園薬剤師 幼稚園長 学校給食運営委員 社会教育委員 社会教育指導員 公民館 文化財保護審査会委員 青少年問題協議会委員 青少年相談委員 体育指導員	教育委員会の委員 英語指導助手 学校嘱託（医師・歯科医・薬剤師） 幼稚園嘱託（医師・歯科医） 学校給食センター運営委員会の委員 嘱託幼稚園長 奨学生選考委員会の委員 心身障害児就学指導委員会の委員 緊急雇用対策に係る社会人ＴＴ配置事業非常勤講師 社会教育委員会の委員 社会教育指導員 文化財保護審査会の委員 公民館運営審議会の委員 公民館 村民文化センター運営委員会の委員 体育指導委員 青少年問題協議会の委員 青少年相談員	
建設・産業・環境関係	農業委員会の委員 産業医 農業集落排水事業運営審議会の委員 都市計画審議会の委員 下水道事業運営審議会の委員 市営住宅管理人 環境審議会の委員	農業委員会の委員 農業集落排水事業運営審議会委員 水道事業運営審議会委員 小売商業活動調整審議会委員	農業委員会の委員 産業医 村営住宅管理人	農業委員会の委員 産業医 生産班長 村民の森クリーンセンター運営協議会の委員 村民の森クリーンセンター事務補佐員	

協議事項 5

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名	総務部会		担当課	常陸太田市	総務課	担当係	庶務係						
分科会名	総務分科会			金砂郷町	総務課		庶務係						
協定項目	18	町・字名の取扱い		水府村	総務課		総務係						
				里美村	総務課		庶務係						
慣行等類型			関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	付属機関等	補助金等	使用料・手数料					
選択肢			調整方針	4市町村の町・字の区域及び名称は、合併時まで調整する。									
現 況													
区分	常陸太田市			金砂郷町			水府村			里美村			備考
町名	宮本町 内堀町 中城町 栄町 東一町 塙町 金井町 東二町 東三町 木崎一町 木崎二町 山下町 西三町 西二町 西一町 寿町 幡町 三才町 西宮町 田渡町 長谷町 高貫町 岡田町 小沢町 内田町 落合町 堅磐町 上土木内町 沢目町 上河合町 下河合町 藤田町 粟原町 島町 磯部町 谷河原町 天神林町 稲木町 馬場町 新宿町 増井町 下大門町 上大門町 瑞龍町 里野宮町 白羽町 茅根町 常福地町 春友町 小目町 亀作町 真弓町 大森町 町屋町 西河内下町 西河内中町 西河内上町			/			/			/			

大字名		大字久米 大字藁谷 大字大里 大字大平 大字玉造 大字芦間 大字大方 大字竹合 大字箕 大字下利員 大字中利員 大字千寿 大字花房 大字新地 大字松栄 大字中野 大字小島 大字高柿 大字岩手 大字上利員 大字下宮河内 大字赤土 大字上宮河内 宮の郷	大字松平 大字和田 大字東連地 大字棚谷 大字国安 大字和久 大字町田 大字西染 大字中染 大字東染 大字西河内上 大字天下野 大字下高倉 大字上高倉	大字里川 大字徳田 大字小妻 大字小中 大字大中 大字折橋 大字小菅 大字大菅 大字上深荻	
合計	57	24	14	9	

関係法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【他地域の事例（近年）】

市 町 村 名	町・字名の取扱い		合併協定書記載例
	変更前	変更後	
篠 山 市	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	篠山市 篠山市 篠山市 篠山市今田町	町・字の区域及び名称の取扱い 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。
新 潟 市	黒埼町大字	新潟市	町字名の取扱い 黒埼町の町字名については、黒埼町での意向を尊重する。 ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。
潮 来 市	潮来町大字 牛堀町大字	潮来市 潮来市	町・字の区域及び名称の取扱い 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。
さぬき市	津田町 大川町 寒川町 志度町大字 長尾町大字	さぬき市津田町 さぬき市大川町 さぬき市寒川町 さぬき市 さぬき市	町、字の区域及び名称の取扱い (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 ・津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 ・志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 ・長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。 ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。
江田島市	江田島町 能美町大字 沖美町大字 大柿町大字	江田島市江田島町 江田島市能美町 江田島市沖美町 江田島市大柿町	町、字の区域及び名称の取扱い 4町の町、字の名称は現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。 字の区域は、新市において調整するものとする。
東かがわ市	引田町 白鳥町 大内町	東かがわ市 東かがわ市 東かがわ市	町、字の区域及び名称の取扱い 町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。 字の区域については、新市において調整するものとする。

協議事項 6

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会の調整内容

専門部会名	総務部会		担当課	常陸太田市	総務部企画財政課	担当係	企画調整係		
分科会名	企画分科会			金砂郷町	総務課		庶務係		
協定項目	19	慣行の取扱い		水府村	総務課		総務係		
				里美村	企画課		企画係		
慣行等類型			関連項目	一部事務組合等	公共的団体等	付属機関等	補助金等	使用料・手数料	
選択肢			調整方針	1 当面、常陸太田市の市章、市民憲章、市の花・木・鳥等を用いるものとし、合併後、新市において調整するものとする。 2 都市宣言については、新市においても引き続き継承するものとする。					
現 況									
区 分	常陸太田市			金砂郷町		水府村		里美村	
市町村章	 (昭和 12 年 1 月 10 日制定) 太田町の町章を市制施行時にそのまま市章とした。 戦国時代、佐竹氏が舞鶴城を築いた発祥の地に因み、鶴の形をもって「太」の字を表示したものの。			 (平成 5 年 11 月 1 日制定) マルは太陽、2本の線は町を流れる山田川と浅川を表す。 町が未来に向かって、自然と調和しながら大きく発展していくイメージを金砂郷の頭文字「K」と組み合わせデザインしたものの。		 (昭和 34 年 9 月 26 日制定) 水府村の「水」という字を図案化。翼の部分は村の飛躍と発展を意味し、円の部分は村の平和を願い丸い輪として表現したものの。		 (昭和 36 年制定) 図案については、「里美村」の「さ」を基本に「さ」の周りに「と」を三つで、「さとみ」をデザインしたものの。	
花・木・鳥	花：やまぶき 木：けやき (昭和 54 年 6 月 23 日制定) 鳥：カワセミ (平成 13 年 12 月 14 日制定)			花：ふじ 木：うめ 鳥：うぐいす (昭和 60 年 10 月 11 日制定)		花：梅 木：杉 鳥：メジロ (昭和 60 年 9 月 9 日制定)		花：やまざくら 木：すぎ 鳥：うぐいす (昭和 55 年 10 月 14 日制定)	

市町村民憲章

【常陸太田市】(昭和54年6月23日制定)

わたくしたちは 美しい久自の自然と由緒ある歴史の里とを守りつつ あすをめざす 常陸太田の市民です。

- 1 健康で楽しく働き 豊かなまちにしましょう
- 1 思いやりと感謝の心で 明るいまちにしましょう
- 1 子供のゆめを育て 幸せなまちにしましょう
- 1 自然と芸術に親しみ 文化の高いまちにしましょう
- 1 きまりを守り力をあわせ 住みよいまちにしましょう

【金砂郷町】(昭和60年10月11日制定)

私たちは 豊かな自然と由緒ある歴史に恵まれた町民である誇りと自覚をもち あすをめざして よりよい町づくりのため この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 清潔で住み良い町にしよう
- 1 教養を深め 文化の高い町にしよう。
- 1 健康で楽しく働き 豊かな町にしよう
- 1 きまりを守り 力を合わせて明るい町にしよう。
- 1 思いやりと感謝のところで 温かい町にしよう。

【水府村】(昭和60年9月9日制定)

わたくしたちは美しい自然と豊かな歴史を守りよりよい水府のあすをめざしてこの憲章を定めます。

- 1 健康で楽しく働き 活力ある村にしよう
- 1 思いやりと感謝の心で 明るい村にしよう
- 1 教養を深め 文化の香り高い村にしよう
- 1 子供たちの夢を育て しあわせな村にしよう
- 1 きまりを守り力をあわせ うるおいのある村にしよう

【里美村】(昭和55年10月14日制定)

わたくしたちは、緑輝く阿武隈の山々と、清らかな里川の流れをまもり、よりよい里美の明日をめざして、この憲章を定めます。

- 1 創意をこらし、健康で働きよい村にしよう
- 1 きまりを守り、清潔で住みよい村にしよう
- 1 教養を高め、文化の香りたかく楽しい村にしよう
- 1 思いやりと感謝の心あふれる温かい村にしよう
- 1 話し合いと協力で築く明るい村にしよう

宣 言

宣言については、現在、常陸太田市でのみ行われている。
これまでに議決した宣言は以下のとおり。

「安全都市宣言」 （昭和 37 年 3 月定例会：昭和 37 年 4 月 30 日宣言）

最近、産業経済の発展とともに、文化の向上は目覚ましいものがあるが、その反面交通産業事故が激増している惨事は目を覆うものがある。

これは、交通産業に関する道徳や法令が守られていないことと道路職場などの環境悪によるものであって、政府も環境の整備に重点をおき交通などの秩序維持のため法令の改正と施策の実現を期している。当市議会においてもこの趣旨にそえ、さきに安全都市の決議が行われた。

交通事故、産業事故、火災、集団疾病などの大半は人為的によるものであって法規を守るとともに交通産業に関する道徳の涵養と環境の整備により防止出来るものと思われる。

常陸太田市は県北の産業交通枢要地で産業の活動脈である交通網も交通量の増加によって飽和点に達している。市は交通緩和に意を用い狭少な市道を計画的に拡張するなど、その環境整備をして交通の秩序を確立する所存である。

市民も交通産業等による交通事故防止を関係機関にのみゆだねることなく、人命尊重の理念に徹し、災害の撲滅と安全意識の高揚をはかり悲惨な交通産業事故防止を期しここに全市民一体となつての運動を強力に推進せんとするものである。

よつてここに常陸太田市を「安全都市」とする。

以上宣言する。

昭和 37 年 4 月 30 日

常陸太田市

「核兵器廃絶平和都市宣言」 （平成 7 年 6 月定例会：平成 7 年 6 月 21 日宣言）

世界の平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今日、地球上には大量の核兵器が存在し、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。

多くの犠牲を生んだ「広島」「長崎」のあの惨禍から 50 年が経過した今日、私たちは、改めて同じ過ちが繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶を強く世界に訴え続けていかなければならない。

常陸太田市は、核兵器の完全廃絶と人類永遠の平和を希求し、ここに「核兵器廃絶平和都市」となることを宣言する。

平成 7 年 6 月 21 日

常陸太田市

【参考】

【他地域の事例（近年）】

市町村名	関係市町村	調整方針
潮来市	潮来町・牛堀町	<p>(1)町章 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。</p> <p>(2)町民憲章 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。</p> <p>(3)町の花・木・鳥 当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに花・木・鳥を制定するものとする。</p>
大船渡市	大船渡市・三陸町	<p>大船渡市は、合併後早期に制定委員会を設置し、花木鳥、産物、憲章等について検討する。</p> <p>三陸町の憲章等は、三陸町区域において長く伝承していくものとする。</p>
つくば市	つくば市・荃崎町	合併時につくば市の制度を適用する。
福山市	福山市・内海町	<p>福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。</p> <p>ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。</p>
新居浜市	新居浜市・別子山村	<p>(1)市章 新居浜市の市章を用いるものとする。</p> <p>(2)名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。</p> <p>(3)市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。</p> <p>(4)市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。</p> <p>(5)市花・市樹 新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。</p>
新発田市	新発田市・豊浦町	<p>豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。</p> <p>豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。</p> <p>豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。</p> <p>成人式は、平成16年3月の成人式から新発田市の制度を適用する。</p> <p>ただし、平成15年の豊浦町成人式については、8月14日に豊浦地区成人式として実施する。</p> <p>宣言は、新発田市の宣言を適用する。</p>

新市建設計画策定方針（案）

1 新市建設計画の役割と目的

（1）新市建設計画の法的役割

合併特例法第5条第2項によると、「新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されている。

また、作成する事項については、合併特例法第5条第1項、により

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

の4項目について、規定されている。

新市建設計画は、合併協議会が作成、変更するものであり、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっている。

（2）新市建設計画作成の目的

新市建設計画は、合併市町村の建設を効果的に推進することを目的としており（合併特例法第5条第2項）、法律上、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきこととされている。事業量の増加は、たちまち新市建設計画の財政計画にも反映されるので、バランスのとれた判断が必要となる。

（3）新市建設計画の位置付け

「新市建設計画」においては、「まちづくりのビジョン」の内容（理念や将来像）を示し、さらに、その内容を具体的な実施ベースに置き換え（事業化）また、実施のための財源をどのように割り当て、いつから実施するのかを定める（年次計画化）こととなる。

新市建設計画は、合併の是非を判断するための重要な材料となるだけでなく、合併した場合は、新市のマスタープランとして機能する重要な計画となる。

(4) 総合計画との整合

総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定することとされており、策定の意義は、市町村が将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに、個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となるものである。

さらに、役割としては、市町村が発展するために長期的な視野のもとに施策の選択、優先順位の決定を行うなど、計画的な行政運営の指針となりうる。

新市建設計画では、1市1町2村の総合計画の理念に基づき基本方針を作成するものとし、具体的施策については、1市1町2村の実施計画との整合を図るとともに、新市の一体性の速やかな確立を図るための施策や新市の均衡ある発展に資する施策を加味するものとする。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

計画は、常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村の新市を建設していくための基本となる建設計画として策定するものであり、その計画の実現を図ることにより、1市1町2村の速やかな一体化を推進し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

(2) 計画の構成

計画は、下記の事項により構成する。

- 新市を建設していくための基本方針
- 建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 公共的施設の統合整備に関する事項
- 財政計画

(3) 計画の対象地域

建設計画の対象地域は、新市全域とする。

(4) 計画の期間

合併期日の属する年度及びそれに続く10か年度とする。

(5) 計画策定時における住民参加

先に実施した「新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」の集計結果を基礎資料とするとともに、その他各種広聴事業を通して、住民参加を実現するものとする。

3 財政計画について

財政計画については、計画期間において限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営をするため作成するものである。

新市の財政計画については、計画期間を建設計画と同様合併期日の属する年度及びそれに続く10か年度とし、新市建設計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しとその年次別の重点的・効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものである。

4 計画の概要

(1) 新市建設計画の内容

新市建設計画は、前述したとおり、合併特例法第5条の規定により、合併市町村の建設の基本方針 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町村の財政計画を定めることとされている。

新市建設計画は、合併市町村の建設を効果的に推進することを目的としており、法律上、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきこととされている。

(2) 新市建設計画の対象事業

新市建設計画に基づいて行う事業には、合併特例法第11条の2第1項に該当する事業について合併特例債を活用することができる。この起債は、合併後10か年度は、新市建設計画に基づく特に必要な経費に充てられるもので、充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置されることとなる。

対象事業の範囲

当該事業は、各市町村の総合計画に記載がある事業か住民意識調査で要望が強い事業か、または、各市町村の懸案事業であるか、等をもとに判断することが適当である。

事業のバランス

それぞれの地域資源による特色を生かした事業を積極的に採用することにより、単なるハコモノづくりではなく、新市全体が活性化する施策を行うことが適当である。

継続性

合併特例債を活用するような重要事業については、新市の総合計画等においてもその位置づけを明確にしておく必要がある。

新市建設計画の構成（案）について

1 1市1町2村の概況	
(1)位置と地勢	4市町村の地勢・歴史的な背景等を整理するとともに、社会・経済指標の推移を把握し、地域の現況を分析する。
(2)1市1町2村の性格	
(3)人口、世帯等	
(4)関連計画や周辺の状況	
2 新市建設計画策定の方針	
(1) 計画の趣旨	新市建設計画を策定するにあたっての策定方針を検討する。
(2) 計画の構成	
(3) 計画の対象地域	
(4) 計画期間	
(5) 計画策定時における住民参加	
3 合併の必要性と新市建設の課題	
(1)合併の必要性	地方分権、生活圏の一体化・住民ニーズの高度化、地域の活性化、合併の留意点等を整理する。
(2)1市1町2村の公共施設などの整備状況	福祉・観光・文化施設等多様な施設を抽出し、その整備状況を把握する。
(3)住民アンケート調査の概要	1及び住民アンケート調査の結果等を踏まえ、4市町村の特性及び今後のまちづくりに向けての課題を検討する。
(4)新市建設に向けた主要課題	
4 主要指標の見通し	
(1) 総人口の推計	4市町村合併後の将来の総人口、就業人口とともに、年齢階層別人口、世帯数についてその見通しを検討する。
(2) 総世帯数の推計	
(3) 年齢別人口	
(4) 産業別就業人口の推計	
5 新市建設の基本方針	
(1)新市の将来像	住民アンケート調査等の結果などを踏まえ、新市の“まちづくりの基本理念”を設定するとともに、その基本理念を具体化するための“新市建設の目標（将来像）”を示す。

(2)新市建設の基本方針	(1)の将来像を踏まえ、将来像実現のための“新市建設の基本方針”について、例えば、以下のような視点から検討する。 健康・福祉の充実 自然環境の保全と生活環境の整備 教育・文化の振興 都市基盤整備 産業の振興 住民参画型のまちづくりと連携・交流の推進 行財政の効率化
(3)土地利用構想	ゾーニングと軸線により、概念的に新市の都市構造を設定するとともに、新市をいくつかの地域に分類し、地域別の整備・土地利用の基本方向を検討する。
6 建設の根幹となるべき事業	
(1)施策の体系化	5の(2)における基本方針ごとに、より具体的な施策方針を設定し、新市建設に向けての施策の体系化を行う。
(2)新市建設の基本方針に対応した施策展開	6の(1)における施策の体系の柱ごとに、住民アンケート調査の結果などを踏まえながら、施策展開に向けての考え方・方向性を設定し、それに対応した主要施策や事業の位置づけを行う。 また、新市において、導入すべき茨城県事業について検討する。
7 公共的施設の統合整備	住民サービスの低下を招かないように配慮し、各地域のバランス及び財政事情を勘案して、公共的施設の統合整備の方向性について検討する。
8 財政計画	過去の歳入・歳出の推移や合併にともなう支援措置の活用等を踏まえ、合併後の財政計画について検討する。